

平成 27 年度第 2 回香川地方最低賃金審議会議事録

平成 27 年 7 月 31 日（金）

於：高松サポート合同庁舎

2 階旧中労委会議室

出席者            公益側            東、泉川、柴田、高塚、松浦  
                     労働者側        十川、本田、山、横山  
                     使用者側        田島、中川、濱田、福家、森川

議 題            ( 1 ) 平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について  
                     ( 2 ) 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）

【賃金室長】        本日は、お暑い中御参集していただきまして、どうもありがとうございます。

本日、出席委員数が定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは最初に、当局の局長より御挨拶を申し上げます。

【藤永局長】        前回も御挨拶申し上げましたので、簡単に御説明申し上げます。今日も 36 度を超えている大変暑い中、ありがとうございます。既にもう各紙で報道されておりますように、目安が出ましたので、今日の審議となったわけですけれども、若干、中央の動きをおさらい的にお話し申し上げます。御挨拶に代えたいと思います。

中央最低賃金審議会は、7 月 1 日に目安の諮問、それから 4 回ほどの小委員会において審議がなされ、小委員会では最終的には労使合意はなされていませんが、小委員会の最後の審議は、28 日の午後から始まり、29 日の朝 7 時ごろ終わったように聞いております。それを公益委員見解、小委員会報告として、昨日の 30 日に中央最低賃金審議会に報告をされて、了承されました。それが最終的に我が県も含めた目安として示された数字が入ったものということでありまして、資料にもその小委員会報告をつけておりますけれども、公益委員見解によれば、「経済財政運営と改革の基本方

針2015」及び「『日本再興戦略』改訂2015」についても十分配慮しながら、物価上昇も含めた経済情勢、各県の賃金分布、そういったようなものに配慮しつつ審議した結果のものであるとされています。そこで、当県はCランクになるわけですけれども、16円という目安が示されたところであります。この目安が示されましたので、いよいよ皆様方との香川地方最低賃金審議会ですべて具体的な最低賃金額の決定審議をしていただくわけですけれども、まずは目安が目安としてありますので、十分に参酌していただき、当県の最低賃金額でありますので、当県の経済情勢、賃金分布、それから、公益委員見解にも出ておりますけれども、AランクとBランクの格差の拡大というものが常々問題になっております。そういった意味で、全国の中での香川県の立ち位置、それから、公益委員見解どおり、都市部あるいは近県との格差、といった実例にも照らしながら審議をしていただければ大変ありがたいと思います。

まず、本日は、27年度の地域別最低賃金改定の目安の伝達をいたします。それから、特定最賃がありますので、冷凍食品製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問をさせていただきたいと考えております。今後、そんなに時間があるわけではありませんが、十分な御審議をいただければありがたいと思います。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

【賃金室長】　　続きまして、本日の資料の御確認をお願いいたします。

本日は2つ用意させていただいております。1つ目は、後で説明いたします、平成27年度地域別最低賃金額改定の目安についてということで、答申の御説明をいたします。2つ目は、香川県特定最賃の改正決定の申出書の写しを添付しております。本日はこの2点でございます。よろしく願いいたします。

では、会長、よろしく願いいたします。

【松浦会長】　　それでは、議題1の本年度の目安伝達でございますが、先程、局長のほうからも若干御説明がございましたが、さらに事務局で御説明いただけますか。

【賃金室長】　　それでは、資料No.1の答申文書を御覧いただきまして、

目安の概要について御説明いたします。

資料No. 1 の 1 枚目が平成 2 7 年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申文でございます。裏面が別紙 1、平成 2 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解。別紙 2 が、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告でございます。別添が、生活保護と最低賃金の資料でございます。以上について、簡単にポイントについて御説明いたします。

まず、平成 2 7 年 7 月 3 0 日付で中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣宛てに提出されました答申文でございますが、御説明させていただきます。

平成 2 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)。下記のとおり答申するという事と、記の 1 といたしまして、平成 2 7 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致を見るに至らなかったということです。2 といたしまして、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙 1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙 2)を地方最低賃金審議会に提出するものとするということです。3 といたしまして、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものであるということです。4 といたしまして、政府において、「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 5」及び「『日本再興戦略』改訂 2 0 1 5」に掲げられた好循環を生み出す経済運営のためにも、中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等に引き続き取り組むことを強く要望するという事と、最後に 5 として、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望するという事が答申文でございます。

次ページの別紙 1 に目安に関する公益委員の見解が示されております。まず、1 の引上額の目安ですが、A ランクが 1 9 円、B ランクが 1 8 円、C ランクが 1 6 円、D ランクも 1 6 円ということを示されております。香

川県はCランクの16円でございます。

続きまして、2の(1)ですが、目安小委員会の公益委員として、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待するという事です。(2)は生活保護水準と最低賃金の比較においての乖離が生じていないことが確認されたということと、(3)は目安小委員会の公益委員として、中央最低賃金審議会が今年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることを要望するということが付されております。

続きまして、別紙2ですが、ここに書かれております小委員会報告の中で、労働者側見解、そして使用者側見解について簡単に御紹介いたします。

まず、労働者側見解ですが、簡単に申し上げますと、4行目ですが、将来への不安を払拭し安心感を醸成できるよう、暮らしの底上げに直結する最低賃金の大幅な引き上げが必要であると主張しました。また、審議に当たっては、経済的に自立し、人たるに値する生活を営むことのできる最低賃金の適正な水準を念頭に置いて議論していくべきであり、賃金改定状況調査(第4表)に基づく引上幅のみの議論に終始すべきでないという主張でございます。労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた公益委員見解については不満の意を表明したということでございます。

それから、これに対しまして、使用者側の見解といたしましては、別紙2の2ページ目の14行目のあたりですが、中小企業・小規模事業者に対する生産性向上のための政府の支援策の成果が生産性の上昇という明確な形で認められることが重要であり、十分な生産性の上昇が確認できないまま、最低賃金の大幅な引き上げだけが求められることになれば、引き上げの具体的な根拠が説明できない目安を地方最低賃金審議会に示すことになる。そうなれば、地方での審議において混乱を招くことになり、ひいては目安そのものに対する信頼が失われることになりかねないと主張しております。その上で、今年度のランク別の目安については、「法の原則」である、地域における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の3要素を総合的にあらわしている「賃金改定状況調査結果」の特に第4表のデ

ータを重視した審議を行うとともに、最低賃金のはりつき状況などを踏まえたランクごとの目安にすべきであるということが主張されておりまして、最後に、使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されず、公益委員見解が取りまとめられたことについて、不満の意を表明したということが書かれております。

以上が答申の概要でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

何か今の御説明で質問等ございますか。特段よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【松浦会長】 それでは、続きまして、議題2の香川県冷凍調理食品製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてですが、これも御説明いただけますか。

【賃金室長】 お配りしております4つの特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しを御覧いただけますでしょうか。

香川県内の4つの特定最低賃金については、資料のとおり改正の申し出がありました。いずれもそれぞれの最低賃金の適用を受ける労働者のおおむね3分の1以上の者の合意により行われており、他の申出要件も満たしておりますので、受理いたしました。

今回の申し出は、4業種とも公正競争確保の為の金額の改正でございます。つきましては、4つの特定最低賃金について、香川労働局長から会長へ諮問文をお渡しいたします。

(局長から会長へ諮問文を手交)

【松浦会長】 ただいまいただきましたので、事務局で諮問文の写しを配付していただけますか。

(諮問文(写)配付)

【松浦会長】 それでは、事務局のどなたか読み上げていただけますか。

【賃金指導官】 別添の申出書というのは配付させていただいた資料と同じでございますので、省略させていただきます。

それでは、読み上げます。

香労発基0731第3号。

平成27年7月31日。

香川地方最低賃金審議会会長、松浦明治殿。

香川労働局長、藤永芳樹。

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

平成27年7月7日付をもって、申出代表者U Aゼンセン香川県支部支部長、山健二から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり香川県冷凍調理食品製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

ほかの3業種につきましては、件名だけ読み上げさせていただきます。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金。

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

以上です。

【松浦会長】 ありがとうございます。

ただいまの諮問に対しまして、何か御質問等ございますか。特段よろしいですか。

（「はい」の声あり）

【松浦会長】 それでは、この4つの特定最賃の改正決定の必要性に有無について諮問を受けることといたします。

この審議につきましては、あらかじめ決めております最低賃金の審議の進め方によりまして、運営小委員会のほうに付託するということになっておりますので、あと、引き続き小委員会を開催いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

これまでで何か御質問等ございますか。特によろしいですか。

（「なし」の声あり）

【松浦会長】 それでは、議題 1、2 が終わりましたが、何かほかにございますか。

【賃金室長】 先般、既に御案内させていただいております第 3 回本審につきましては、8 月 4 日火曜日の午後 3 時から開催いたします。場所はここ、旧中労委会議室でいたします。その際、香川県最低賃金専門部会での審議結果が全会一致となった場合においては、審議会令第 6 条第 5 項の決議をいただいておりますので本審での審議の必要性はありませんが、仮に専門部会での結論が全会一致とならなかった場合には、本審での審議をお願いいたします。

それから、本日諮問いたしました特定最低賃金改正決定の必要性の有無については、運営小委員会で必要性ありの合意を得て、香川地方最低賃金審議会から答申をいただいた特定最低賃金につきまして、改正決定の諮問を行う予定としております。

以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第 2 回目の最低賃金審議会の閉会といたします。どうも御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

了